

平成24年12月12日

各 位

会 社 名 インスパイア株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(J A S D A Q ・ コード : 2 7 2 4)
問 合 せ 先 専務取締役 野瀬 有孝
電 話 番 号 0 3 - 3 2 8 9 - 6 6 5 1

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所において訴訟の提起を受け、平成24年12月3日付け訴状の送達を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社（被告）は、平成23年5月20日、当社の執行役員に就任予定であったKに対し、国立市の住居を社宅として賃貸し、K及びその家族が入居する目的で本人が賃料を支払うことを条件に貸し付けることとなりました。しかしながら、Kの行う予定であった事業は当社の事業としてそぐわなかったため、当社の執行役員に就任することはありませんでした。Kは、当社の名義で賃料の支払いをしておりましたが、平成23年12月分の賃料の支払いが遅れたことから、賃貸人から当社宛に契約解除の申し出がなされたため、当社はKを退去させることとし、その間の賃料の支払いを当社が行うこととなりました。最終的に、Kとの話し合いにより、平成24年3月末日で契約は終了することとなりました。

その後、当社は、契約の終了を受け、様々な手段を講じてKに物件の明渡請求を行いました。一向に退去しないため、明渡請求訴訟を提起いたしました。平成24年7月17日の期日で和解が成立し、同年8月末日限りでKは退去することとなりました。しかしながら、同期日を過ぎても物件を明け渡さなかったため、当社は、同年10月11日に明渡し強制執行に着手いたしました。別の人物と共に共同占有しているとして執行不能となりました。

この事態を受け、原告は本件物件に対する占有移動禁止仮処分を得て、平成24年11月27日に仮処分執行がなされたが、K及び他1名による占有認定がなされ、未だに当社の物件明渡が完了していないものとして、契約の当事者としての損害賠償金支払いの訴えを提起されたものであります。

2. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 提起した裁判所 東京地方裁判所
(2) 提 起 日 平成24年12月3日（訴状の受領日：平成24年12月12日）

3. 当該訴訟を提起した者（原告）

- (1) 氏 名 小池 敬子
(2) 住 所 東京都国立市

4. 当該訴訟における当社に対する請求の趣旨

- (1) 訴訟の内容
①被告は、原告に対し、平成24年8月16日から1. 記載の建物の明渡しまで月額60万円の割合による金員を支払え。
②訴訟費用は被告の負担とする。

5. 今後の見通し

当社は、Kの被害者であります。契約の当事者としての責任をはたさざるを得ないと考えてお



ります。信義則に従い対応を進め、適切に訴訟を遂行してまいります。本件の経過につきましては、進展があり次第改めてお知らせいたします。また、当然のごとくKに対し、請求を行うための準備を並行して行ってまいります。

なお、当該訴訟が当社に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以 上